

個人住民税の特別徴収

Q1

転職しましたが、これまで「特別徴収」されていた個人住民税を自分で納めに行かなければならなくなり、1回あたりの納付額も多くなったため納めるのが大変です。

A1

原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければなりません。

従業員の方にとっては、毎月の給与から特別徴収（引き去り）されることで、納税のために金融機関や市町の窓口に出向く手間を省くことができます。また、納付書で納める（普通徴収）場合は年4回にわけて納めるのに対し、1回あたりの負担が少なくて済みます。

【例：年間税額が24万円の場合】

年4回の納付書で納めると・・・1回あたりの納税額6万円

毎月の給与引き去りだと・・・1回あたりの納税額2万円

現在特別徴収されていない従業員の方は、特別徴収への切替えが必要です。勤務先の事業所またはお住まいの市町の住民税担当課までご確認ください。

Q2

「特別徴収」に切り替える場合、事業所や市町に手続は必要ですか。

A2

手続の必要はありません。特別徴収への切替えの手続は、事業者が市町に行うことになります。

Q3

同じ事業所に勤務していても、「特別徴収」されている人と、されていない人がいるのですが。

A3

給与からの特別徴収（引き去り）は、地方税法および各市町の条例で規定されているため、事業者や従業員の意思で、特別徴収するかどうかを選択できるものではありません。

所得税を源泉徴収されている従業員（アルバイトやパートを含む。）については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

そのため、現在特別徴収されていない従業員の方は、特別徴収への切替えが必要です。勤務先の事業所またはお住まいの市町の住民税担当課までご確認ください。

なお、前年中に給与の支払を受けていない方や、前年中に給与の支払を受けていても4月1日現在で給与の支払を受けていない方は、特別徴収されませんので、ご注意ください。